

気仙沼市の新型コロナウイルス感染症対策

－ 9月24日（金） 議会提案分 総事業費 1,032,588 千円 －

- 宮城県からの営業時間短縮要請に係る協力金や、国から追加配分される新型コロナウイルス感染症対応に係る地方創生臨時交付金などを活用する事業について、現時点でまとまった関係予算を市議会へ提案し、コロナ禍の厳しい状況に直面する市民・事業者を支援します。

【概要】

1 事業費総額 1,032,588 千円

・財源内訳 国 91,776 千円、県 907,754 千円、寄附金 327 千円、一般財源 32,731 千円

2 事業費内訳

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業

(単位：千円)

分野	事業費	国庫支出金	県支出金	一般財源等
感染予防	1,173	846	0	327
生活支援	1,390	1,390	0	0
経済対策	116,000	84,740	0	31,260
合計	118,563	86,976	0	31,587

(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金以外の補助金等を活用する事業

(単位：千円)

分野	事業費	国庫支出金	県支出金	一般財源等
感染予防	3,425	0	3,154	271
生活支援	4,800	4,800	0	0
経済対策	905,800	0	904,600	1,200
合計	914,025	4,800	907,754	1,471

(3) 新型コロナウイルス感染症対応事業費 ((1)と(2)の合計)

(単位：千円)

分野	事業費	国庫支出金	県支出金	一般財源等
感染予防	4,598	846	3,154	598
生活支援	6,190	6,190	0	0
経済対策	1,021,800	84,740	904,600	32,460
合計	1,032,588	91,776	907,754	33,058

令和3年度 一般会計 9月追加補正予算(案)

既定予算額	45,017,052 千円
補正予算額	901,788 千円
補正後予算額	45,918,840 千円

〈補正の概要〉

歳出予算

〔主な事業〕

〈新型コロナ対応分〉

(感染予防)

- ① 幼児教育・保育施設, 小中学校等職員に係る抗原検査 1,173 千円
定期的に抗原検査を実施することにより, 乳幼児, 児童生徒及び保護者等の安心, 安全な環境を確保する。

〔 内容: 次の(1)~(3)のうち, 事情により新型コロナウイルスワクチン接種ができない職員等について, 抗原検査キットによる検査を毎週1回実施。
(1) 乳幼児健診等の各種健診等に従事する職員
(2) 幼児教育・保育施設(私立を含む)に従事する職員
(3) 市立小中学校教職員等 〕

- ② スクールサポートスタッフ配置事業 3,425 千円
教員が学びの保障に注力できるようにするため, 感染症対策に伴う教員の増加する業務をサポートする。

〔 内容: 教室内の換気や消毒などの感染症対策業務, 児童の健康観察のとりまとめ等
配置予定数: 8人 〕

(生活支援)

- ③ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業(増額) 4,800 千円
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間が延長されたことに伴い, 新たに支給対象となる世帯が見込まれるため, 必要な経費を追加する。

〔 対象者: 総合支援金の再貸付を終了した世帯, 再貸付について不承認とされた世帯のうち, 収入要件, 資産要件, 求職活動要件を満たす世帯 〕

- ④ 修学旅行キャンセル料等公費負担 1,390 千円
新型コロナウイルス感染症拡大のため, 修学旅行を中止または延期することにより発生するキャンセル料等について, 市が負担し, 保護者の経済的な負担軽減を図る。

〔 内容: 小学校・中学校修学旅行キャンセル料等 〕

(経済対策)

⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(増額) 905,800 千円

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、宮城県からの営業時間短縮の要請に全面的に協力した事業者に対し、協力金を交付する。

- 対象者:宮城県からの要請に基づき、市内で運営する対象施設全てにおいて、令和3年8月20日(金)午後8時から10月1日(金)午前5時までの間(以下「要請対象期間」という。)、営業時間の短縮に全面的に協力した事業者(法人又は個人事業主)で、次の要件を満たす者
- (1) 要請対象期間より前から営業している事業者で、通常、午後9時から午前5時までを含む時間帯に営業していること
- (2) 宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等をしていること
- 対象施設、要請内容及び協力金の額:
- (1) まん延防止等重点措置に伴うもの
- ア 期間 (a)令和3年8月20日(金)午後8時から令和3年8月27日(金)午前0時
(b)令和3年9月13日(月)午前0時から令和3年10月1日(金)午前5時
- イ 対象施設 食品衛生法上の飲食店営業許可を取得している全飲食店
- ウ 要請内容 ・午前5時から午後8時までの時間短縮営業
・酒類の提供は午前11時から午後7時まで
- エ 協力金の額 前年度・前々年度の売上高等により 1日当たり2.5万円～20万円
- ※アの(b)の期間については、「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店は原則として要請対象外だが、要請に協力した場合は協力金の交付対象となる。
- (2) 緊急事態措置に伴うもの
- ア 期間 令和3年8月27日(金)午前0時から令和3年9月13日(月)午前0時
- イ 対象施設 (a)酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上の飲食店営業許可を取得している飲食店
(b) (a)以外の食品衛生法上の営業許可を取得している全飲食店
- ウ 要請内容 (a)休業(酒類又はカラオケ設備の提供を取り止めた場合は、時間短縮営業も可能)
(b) 午前5時から午後8時までの時間短縮営業
- エ 協力金の額 前年度・前々年度の売上高等により 1日当たり4万円～20万円
- 想定事業者数:638事業者(飲食店営業許可等を有する事業者の数)

⑥ 飲食関連事業者等継続支援金 60,250 千円

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、宮城県から飲食店への休業又は営業時間短縮の要請や県民への不要不急の外出自粛要請により、事業に影響を受けている飲食関連事業者等に対して支援金を交付し、事業継続を支援する。

- 対象者:市内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主で、次の全てに該当する事業者
- (1) 次のいずれかに該当する事業者
- ア 市内で飲食店又は飲食関連事業(飲食料品関連、器具・備品系、サービス系、流通関連等の事業)を営んでいること(酒類の販売業・製造業者を除く)
- イ 市内でタクシー(福祉タクシーを除く)、運転代行、貸切バス、観光遊覧船事業、旅行業のいずれかを営んでいること
- ウ 市内で生活関連サービス業のうち、理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業、療術業を営んでいること
- (2) 飲食店を営む事業者においては、宮城県知事による令和3年8月20日(金)以降の休業又は営業時間短縮の要請対象の事業者でないこと
- (3) 飲食関連事業者においては、飲食店と継続的な直接取引を有すること
- (4) 令和3年8月又は9月のいずれか単月での売上が、前年又は前々年の同月比20%以上減少している者

支援金の額:1事業者あたり、法人200千円、個人100千円

⑦ 酒類販売事業者等継続支援金 15,910 千円

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、宮城県から飲食店への休業又は営業時間短縮の要請に加え、酒類提供の終日停止を求めたことにより、事業に影響を受けている酒類販売・製造事業者に対して支援金を交付し、事業継続を支援する。

対象者:

市内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主で、次の全てに該当する事業者

- (1) 酒類販売業又は酒類製造業を営んでいる者(ただし、同時に飲食店を営んでいる事業者においては、宮城県知事による休業又は時間短縮要請の対象でない者)
- (2) 令和3年8月又は9月のいずれか単月での売上が、前年又は前々年の同月比20%以上減少している者

支援金の額:

業種等の区分により、法人:200千円又は400千円、個人:100千円又は300千円

⑧ 小売店・飲食店への消費喚起促進事業 33,000 千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内小売店及び飲食店に対する支援を行うとともに、消費喚起により地域経済の活性化を図る。

内容:

気仙沼市飲食店応援商品券事業実行委員会が発行する商品券について、小売店が一定額の買い物をした市民等に配布し、市民等が飲食店での飲食の際、一定額の支払いに対して商品券を利用できる。

- (1) 気仙沼市飲食店応援商品券事業実行委員会が500円分の商品券2種類(登録された市内飲食店で利用できるもの、登録された市内飲食店のうち「みやぎコロナ対策認証店」のみで利用できるもの)を発行し、あらかじめ登録した市内小売店に2種類1セットにして配布する。
- (2) 小売店は、商品を購入した市民等に対し、2,500円毎に1,000円分の商品券(2枚1セット)を配布する。
- (3) 市民等が受け取った商品券は、あらかじめ登録した市内飲食店でのみ利用可能。
- (4) 市民等は登録飲食店での飲食の際、1,000円毎に、商品券500円分を使用可能。
- (5) 飲食店は、使用された商品券に基づき、実行委員会に申請を行い、1枚につき500円の補助を受ける。

⑨ 宿泊施設緊急支援事業 6,840 千円

新型コロナウイルス感染症の拡大により、宿泊客が著しく減少し、厳しい経営状況にある市内の宿泊施設に対し、緊急支援として支援金を交付する。

対象者:令和3年7月31日(土)時点で実際に営業を行っていた宿泊事業者

補助金の額:宿泊施設毎の収容人数等の区分により、50千円～300千円

歳入予算

国庫支出金 486,633千円、県支出金 907,754千円、寄附金 327千円、繰入金 △492,926千円